

平成23年

第2回市議会定例会 議案第13号

函館市青少年芸術教育奨励基金の設置および管理に関する  
条例の一部改正について

函館市青少年芸術教育奨励基金の設置および管理に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青少年芸術教育奨励基金の設置および管理に関する  
条例の一部を改正する条例

函館市青少年芸術教育奨励基金の設置および管理に関する条例（平成  
3年函館市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 北海道高等学校長協会道南支部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北海道高等学校長協会道南支部の設立に伴い規定を整備するため